

「ばらつきの考慮」に関する国のでたらめな解釈を厳しく批判



次回第18回法廷は6月17日(金)11:00～

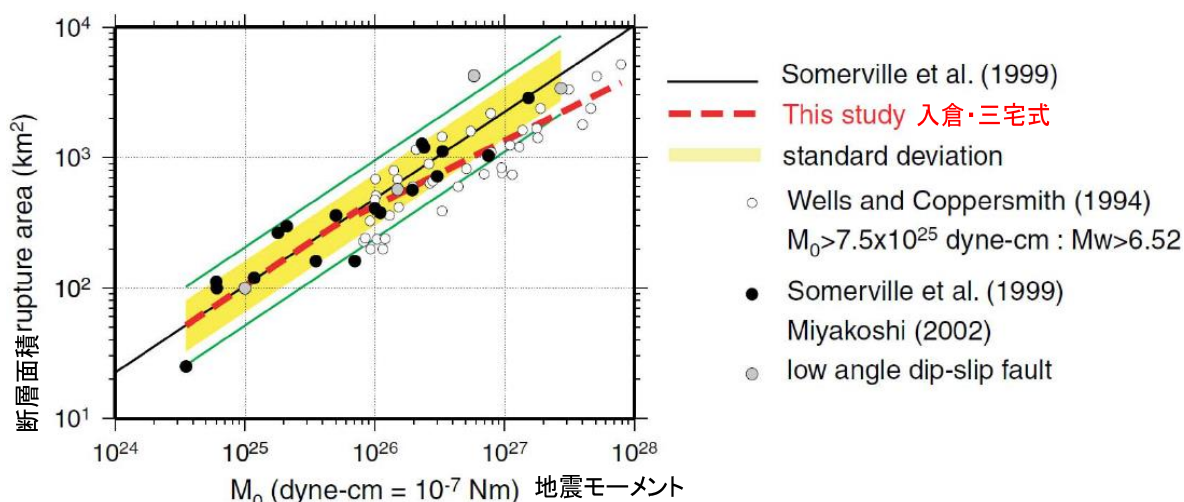
1年ぶりの参加に緊張しながら大阪地裁に向いましたが、皆さんの笑顔に一気に気持ちが楽になり落ち着いて傍聴することができました。驚いたのは法廷が書面のやり取りだけでなく、原告弁護団がプロジェクターで説明し裁判官も傍聴者も熱心に聞いていたことです。裁判がより近くに感じれることは大きな意味があると思いますので次回も期待したいと思います。僕と同じく長い間休んでいる方もいらっしゃると思いますが、ぜひ次回にご参加ください。僕が満面の笑みでお迎えます！！みんなで傍聴席をいっぱいにし、市民の関心の高さをアピールしましょう。 裁判事務局 武藤から挨拶

3月23日14時30分より約10分、国を相手とし大飯原発3・4号運転停止を求める裁判の第17回法廷が、大阪地裁202号大法廷で開かれました。原告・支援者50名以上が傍聴しました。

法廷に先立ち、3月16日に原告・国双方が準備書面を提出。国の第12準備書面では、国は汚染水対策に関する原告の主張に反論。原告は準備書面(14)を提出、「基準地震動及び耐震設計方針に係わる審査ガイド」(以下「地震動審査ガイド」)の「3.2.3 震源特性パラメータの設定(2)」についての国の解釈に対し反論を行いました。

◆ばらつきを考慮するとは、実測値を踏まえ、平均値より大きな地震規模を想定すること

法廷では、裁判長が双方の準備書面を確認。その後、武村二三夫弁護士が準備書面(14)の内容について、プロジェクターを使って説明しました。プロジェクター使用はこの裁判初めての試みでした。原告はこれまで、地震動審査ガイドの3.2.3(2)に従い、基準地震動策定にあたっては経験式の有するばらつきを考慮すべきと主張してきました。これに対し、国は昨年12月の第11準備書面で、ばらつきの考慮に関し、地震動審査ガイドを都合のよいように解釈し、原告の主張を否定。武村弁護士は、入倉・三宅両氏の論文の中にある、断層面積と地震モーメント(地震の規模)の関係図を見せながら、地震動審査ガイドの求める内容について説明しました。



「月間地球号外『最近の強震動予測研究—どこまで予測可能となったのか?』校正済原稿」(甲149)16頁の図に加筆

地震動審査ガイド3.2.3(2)では、「経験式を用いて地震規模を設定する場合」には、
① 経験式の決定に際してその「経験式の適用範囲が十分に検討されていることの確認」
② ①で決定された「経験式が有するばらつきも考慮」
の2点を求めています。

しかし、国は②の意味は「①を行う際の留意点として、『経験式が有するばらつき』を踏まえ、その経験式を適用することの適否を十分に検討することだ」と述べています。つまり、ばらつきを考慮することについてでたために解釈し、地震モーメントの設定に際しては、過去の地震の平均値である経験式をそのまま使えばよいと言っているのです。これに対し、武村弁護士は、同一断層面積でも、地震モーメントは、経験式より求めた値よりも、実際に過去に起こった地震の実測値の方が大きい場合が多数あること、つまり、ばらつきを考慮するとは、経験式で求めた値よりも大きな地震モーメント、過去の地震の最大値を考慮することだと図を示し説明しました。

最後に、今回の書面に入れた求釈明について言及。地震動審査ガイドを国のように解釈するならば、具体的にどのようにばらつきを考慮したのか明らかにするように求めました。傍聴席から拍手が起きました。3人の裁判官はスクリーンを見ながら説明をよく聞いていました。

次回期日は6月17日(金)11時、双方の書面提出期限は6月10日となりました。

◆報告・交流会・・・40年超え老朽炉高浜1・2号を廃炉に追い込もう

法廷後、近くの会場で報告・交流会を行いました。今回の法廷の内容、大津地裁決定の意義、高浜1・2号のパブリックコメント等についてそれぞれ報告と活発な議論がなされました。

今回の法廷については、準備書面(14)の内容を瀬戸崇史弁護士が解説。昨年4月14日の福井地裁仮処分決定でも「基準地震動の地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難い」と、国の主張を否定する判断が示されていることも紹介されました。



規制委員会・関電は老朽炉高浜1・2号を運転延長させる動きを強めています。設置変更許可に関する審査書案へのパブコメの期限を翌々日に控える中、原子力規制を監視する市民の会の阪上武さんをゲストにお招きし、審査書案や審査のあり方等の問題点を報告していただきました。

老朽化を考慮せず新品同様の状態であるとし、大まかな方針しか確認しない設置変更許可の部分にしかパブコメをかけないこと。耐震性等を確認する工事計画認可や老朽化を考慮した評価を行う運転延長認可は原子力規制庁で判断し、規制委員会に諮らず、パブコメにもかけないこと。基準地震動引き上げに伴い、従来の規格では炉内構造物の耐震性が示せなくなり、規制委員会・関電は根拠も示されていない緩い規格で許容値内に収めようとしていること。可燃性ケーブルを交換しないことや溶融炉心を受けるとする格納容器下部キャビティに5cmしか水が溜まらない構造等々さまざまな問題点が紹介されました。阪上さんは、運転延長認可期限の7月7日まで審査を引き伸ばし、廃炉に追い込もうと訴えました。

参加者からは、下部キャビティの問題や汚染水対策などについて質問等がありました。汚染水対策は放水砲とシルトフェンスのみでよしとしていることにもものすごく腹が立つ、福島原発事故を非常に軽視する象徴のようなものだ。福島原発事故を甘く見るなということも含めてパブコメを出そうと意見が出ました。

◆大津地裁決定は、行政の審査に合格しただけではダメで、司法自らが判断する必要性を示した
武村弁護士には、大津地裁決定の意義について、立証責任の観点から以下のようなお話を
いただきました。

大津地裁決定は、まず国・事業者に必要な資料を出させ、国には審査に不合理な点がないか、
事業者には規制基準に適合していることを立証させる伊方原発最高裁判決以来の伝統的な判例基
準に立っている。さらに、決定は、福島原発事故を踏まえ規制基準がどのように改められたか、
改められた規制基準に対し関電がどのように適合させたのか具体的に主張することを求めた。そ
して、新規制基準に適合した事実だけではダメとしたことが大きい。決定は「裁判所に十分な資
料を出して説明して、基準に適合しているか裁判所にも判断させるべきだが、関電は十分な資料
を出していない。だから立証責任を果たしていない。このため安全とは言えないから止める」と
した。伊方判決以来の従前の判例基準で勝てるのかという疑問に対し、大津地裁決定は、この判
例基準でも極めて厳格な姿勢を貫けば原発は止められることを初めて示したという面で極めて高
く評価すべき。全国で行われている原発訴訟に対し、行政が審査したから安全だとすることは司
法の責任放棄であり、司法が自ら直接審査することが必要ということを示したのだ。

武村弁護士は「せっかく新規制基準を作ったのに、国自身がそれを守る姿勢を示していないの
だから、司法が自らの責任で判断せよと我々は突きつけていくべき。従前の原発訴訟の基本路線
が正しく、その路線で進めていくべきことを決定は示してくれました」と訴えました。

最後に、高浜1・2号を廃炉に追い込んでいくため、今後の活動について意見交換を行いました。
署名活動を行うことや名古屋地裁で提訴される行政訴訟が紹介されました。自分をいつわら
ず、周囲の人に本音で話していくことが大切など、力のこもった意見も出されました。

次回期日に向け、より多くの人に参加し法廷が埋め尽くせるよう、運動を広げていきましょう。

2016年4月7日 おおい原発止めよう裁判の会事務局